

## 第5回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和2年12月5日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第15号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第16号	農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第17号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第18号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する許可について
報第3号	農地法第3条の3 第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	10番 田中 豊雄 委員 11番 田中 宣行 委員
7、欠席委員	8番 金井 育代 委員 12番 田中 幹三郎 委員
議 長	<p>大変寒くなりました。岐阜県においても新型コロナウイルスの感染者が出ており、大変な局面を迎えていますが、農業委員会は粛々とやっていきたいと思えます。</p> <p>御嵩町の新庁舎の建設について、7月17日に開発行為に対して農振除外申請を認めました。告示行為、縦覧期間、異議申立て期間の全てが終了しました。3日前に建設部長と総務部長がお見えになり、次のステップに進むということで挨拶をいただきました。役場内の業務が順調にいけば、12月に申請をし、来年1月5日の総会に新庁舎関係の農地転用が上程される予定でしたが、それぞれの部門で諸般の事情があり、1月の総会にはかけられないとのことです。2月の総会でかける分の申請締め切りは1月8日ですので、1月8日までには町の方から5条申請が出てくると思えます。若干遅れているということです。</p> <p>富山県への研修は、延期とさせていただきます。3月までの間に状況が好転した場合に研修を行いたいと思えます。</p> <p>ただ今の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名で定足数に達していますので、これより第5回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>金井 育代委員、田中 幹三郎委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、10番 田中 豊雄 委員、11番 田中 宣</p>

	<p>行 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、7 番 山口 由美子委員 説明願います。</p>
7 番 山口 委員	<p>資料 5-1 をご覧ください。申請地は前沢公民館から南へ 450m のところ。転用目的は犬の飼育施設。権利を移転する理由は、譲受人は土地を借りて犬の販売及び飼育を行なっていましたが、土地を買い取ることになり手続きを進めたところ、申請地が農地であることが判明し、是正するためです。資金は全額自己資金、雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。申請地周辺は全て譲受人所有の山林です。</p> <p>11 月 25 日に現地確認を行いました。万が一、周辺の農地に被害を及ぼした場合には自己責任で処理します。土地利用計画図、誓約書、通帳の写し、委任状、始末書を確認しました。</p> <p>1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、5 番 奥村 俊雄委員 説明願います。</p>
5 番 奥村 委員	<p>資料 5-2 をご覧ください。申請地の場所は御嵩町防災コミュニティセンターから南へ 100m ほどのところ。転用の目的は駐車場です。譲受人は申請地の東側に自己所有の物置を所有しているが、駐車場が不足しているため申請地を購入して使用したい。譲渡人はこれを承諾した。申請地を含む一体利用地の面積は 68.91 m<sup>2</sup>。許可あり次第移転し、存続期間は永年。資金調達は全額自己資金。</p> <p>北側は公衆用道路・雑種地、東側は雑種地、南側は譲渡人所有の</p>

	<p>田、西側は譲受人所有の田です。雨水は自然浸透で汚水は発生しません。万が一問題が生じた場合には、申請者において解決します。</p> <p>添付書類として土地利用計画図、誓約書、預金口座の写し、始末書、委任状を確認しました。事前説明を11月15日、現地確認を11月25日に行いました。</p> <p>以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>申請地の農地区分につきましては、申請に係る農地から概ね300m以内に上之郷出張所が存するため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、13番 石渡 和美委員 説明願います。</p>
13番 石渡 委員	<p>資料5-3をご覧ください。申請地の場所は道の駅可児ッテの交差点より北へ600mのところですが、権利を移転する理由は、資材置場に転用したいためです。所有権は売買により移転。資金調達は全額自己資金です。誓約書、残高証明書、会社履歴事項証明、委任状を確認しました。令和2年11月18日に事前説明を受けました。</p> <p>東側、西側、南側は公衆用道路。東側の水路はそのまま残し、南側に新設する側溝を東側に接続して雨水を流す。汚水は発生しません。東側、西側、南側はブロック積みで土止めをします。南側に出入口を作ります。北側の田は譲渡人の所有であり、別途申請することです。令和2年11月26日に現地確認を行いました。</p> <p>3号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、13番 石渡 和美委員 説明願います。</p>

13 番 石渡 委員	<p>資料 5-4 をご覧ください。申請地の場所は道の駅可児ッテの交差点より北へ 300mほどのところ。権利を設定する理由は、東海環状自動車道付加車線事業に伴う工事用道路建設のために行うものであり、土地所有者と事業者で合意が得られたため。</p> <p>権利の種類は賃貸借権、権利の期間は3年。一時転用です。</p> <p>資金は全額自己資金。譲受人の誓約書、有価証券報告書、隣地承諾書、水利組合の同意書を確認しました。令和2年11月13日に事前説明を行いました。</p> <p>東側は農地、西側と南側は道路、北側は名鉄広見線です。東側に農地については被害を及ぼさないように細心の注意を払うが、万が一の時は責任を負う。隣地農地については承諾を得ています。工事による汚水、濁水は発生しないとのことです。表土 30 cmを移動して保管。工事終了後に埋め戻す予定。迂回路を作り、通行には支障がないようにするとのことです。令和2年11月25日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から4号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>申請地の農地区分につきましては、概ね 10h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 16 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請地は長瀬上組集会所の北 80m の所です。転用の目的は貸駐車場です。駐車台数は 21 台です。権利を設定する理由の詳細は、申請者のNPO法人の駐車場が不足しているため、造成して貸し付けるというものです。現在、駐車場が大変逼迫しており、通常勤務のスタッフはもちろん、来客やスタッフを集めたミーティングの際に</p>

	<p>は付近の自治会集会所の駐車場等を借りているとのこと。許可が下り次第賃貸借契約を交わす旨の覚え書きの写しが提出されております。資金については全額自己資金です。</p> <p>申請地の北側は町道、南東側は申請人所有の宅地及び畑、南西側は町道及び農業用水路です。南東側及び南西側にはコンクリートブロックを積み土砂の流出を防ぎます。駐車場内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。U字溝及び南西側に設ける集水ますを経て南西側水路へ排水します。これらについては地元水利組合から承諾を得ています。下水、汚水は発生しません。</p> <p>また、近隣に迷惑のかからぬよう被害防除には万全を期しますが、万一、転用に伴い被害が生じた場合には申請者の責任において対処するとのこと。その他、代替地検討資料を確認しました。事前説明は 11 月 20 日、現地確認は 11 月 25 日に実施されています。</p> <p>以上のことから本申請内容に問題はないと判断されています。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>申請地の農地区分につきましては、概ね 10h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地に位置付けられます。また、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであります。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第 17 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、事務局 説明願います。</p>
事務局	<p>資料の事-1 をご覧下さい。申請地の場所は上之郷中学校から南東に 200m ほどの所です。</p> <p>当初計画者が当初計画どおり事業が遂行できない理由は、当初事業計画者は一般個人住宅を建築する目的で平成 12 年 3 月 28 日付け岐阜県指令農水第 2100 号をもって転用許可を得ましたが、許可後に他界したために事業を実施できなくなったためです。継承者の事</p>

	<p>業計画の詳細及び緊急性としては、計画申請者は現在、妻の実家で義理の両親と夫婦2人、子供4人の8人で住んでいますが、子供の成長等先々のことを考えると手狭であるため、申請地2筆を含む一体利用地を個人住宅敷地として購入することです。</p> <p>誓約書等の提出を確認しました。転用によって生ずる付近の土地の被害防除に関する施設の概要については、11月25日に現地確認を行いました。</p> <p>1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議題18号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、3番 鍵谷 正委員 説明願います。</p>
<p>3番 鍵谷 委員</p>	<p>資料3-1をご覧ください。申請地は伏見小学校より南に200mほどの所です。申請人双方の移転等の理由としては、譲渡人は高齢になり、所有する農地の維持管理が困難になってきたため、売却を考えていたところ、譲受人が耕作地の拡大を検討しており、申請地は自宅から近く耕作を行いやすいため、譲り受けることにしたとのことです。権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地の利用状況は自作地4254.01m。内訳は田3649.58㎡、畑604.43㎡です。農機具の保有状況はトラクター1台、田植機1台、耕運機2台、運搬機1台、農業用トラック1台です。</p> <p>譲受人は今回取得する田を取得後も田として利用します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従うとのことです。世帯員の状況、位置図、営農計画、誓約書、委任状の確認をしました。</p> <p>現地確認を11月25日に推進委員の奥村さんで行いました。事案</p>

	の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。
議 長	続いて 奥村 推進委員 現地の状況等の説明願います。
奥村 推進委員	11月25日に鍵谷 正委員と現地確認を行いました。 問題ありませんでした。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。よって1号事案は可決しました。  次に、議第19号 農用地利用集積計画の決定について、を議題と します。事務局より朗読願います。  (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、山本 推進委員、現地の状況はどうでした か。気になる点などありましたら説明願います。
山本 推進委員	11月15日に山口 由美子委員と現地確認を行いました。 問題ありませんでした。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。よって1号事案は可決しました。  次に2号事案について、伊左治 推進委員、現地の状況はどうで したか。気になる点などありましたら説明願います。
伊左治 推進委員	11月15日に田中 幹三郎委員と現地確認を行いました。 問題ありませんでした。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。

事務局	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって2号事案は可決しました。</p>
議長	<p>次に、報第3号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時30分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議長

---

10番

---

11番

---